

平成23年8月相模原市教育委員会定例会

○日 時 平成23年8月22日（月曜日）午後2時30分から午後4時00分まで

○場 所 相模原市役所 教育委員会室

○日 程

1. 開 会

2. 会議録署名委員の決定

3. 議 事

日程第 1（議案第43号） 平成23年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について（教育局）

日程第 2（議案第44号） 相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について（生涯学習部）

日程第 3（議案第45号） 相模原市登録文化財の登録の解除にかかわる諮問について（生涯学習部）

4. 閉 会

○出席委員（5名）

委 員 長 溝 口 碩 矩

委員長職務代理者 小 林 政 美

教 育 長 岡 本 実

委 員 齋 藤 文

委 員 金 川 純 子

○説明のために出席した者

教 育 局 長 村 上 博 由 教育環境部長 浅 見 行 彦

学 校 教 育 部 長 小 泉 和 義 生涯学習部長 白 井 誠 一

教 育 局 参 事 林 孝 教育総務室長 細 谷 正 行
兼教育総務室長 担 当 課 長

生涯学習部参事 大 用 靖 生涯学習課長 秋 本 福 男
兼生涯学習課長 担 当 課 長

文化財保護課長	山 田 不二郎	文化財保護課 総括副主幹	齋 藤 正 史
文化財保護課主査	木 村 弘 樹	生涯学習部参事 兼スポーツ課長	八 木 博
ス ポ ー ツ 課 担 当 課 長	菊地原 真	ス ポ ー ツ 課 主 事	斉 藤 健 一

○事務局職員出席者

教育総務室主査	井 上 大 輔	教育総務室主事	越 田 進之介
---------	---------	---------	---------

□開 会

◎溝口委員長 ただいまから相模原市教育委員会 8 月定例会を開会いたします。

本日の出席委員は 5 名で定足数に達しております。

本日の会議録署名委員に、小林委員と私、溝口を指名いたします。

はじめにお諮りいたします。本日の会議を公開の会議とすることで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎溝口委員長 では、本日の会議は公開といたします。

傍聴人の方は、お入りいただいて結構です。

(傍聴人入場)

□平成 2 3 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について

◎溝口委員長 それでは、議事日程に基づき、これより日程に入ります。

日程 1、議案第 4 3 号、平成 2 3 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○白井生涯学習部長 議案第 4 3 号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、平成 2 3 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

平成 2 3 年度相模原市一般会計特別会計補正予算書及び予算に関する説明書の 3 ページをご覧くださいと存じます。

はじめに、9 月補正予算の全体の概要でございますが、歳入歳出予算の総額 2, 4 1 7 億 8, 1 0 0 万円に、歳入歳出それぞれ 2 3 億 3, 8 0 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2, 4 4 1 億 1, 9 0 0 万円とするものでございます。

1 4 ページをご覧くださいと存じます。

下段の「款 5 0 教育費」につきましては、1, 9 9 3 万円の増額で、補正予算全体に占める割合は 0. 8 パーセントでございます。補正後の一般会計予算全体に占める教育費

の割合は7.5パーセントで、増減はございません。

なお、教育費の補正内容につきましては、「項18 幼稚園費」の補正となっておりますので、教育委員会の所掌に係る予算の補正ではございません。

続きまして、教育委員会の所掌に係る債務負担行為補正につきまして、ご説明申し上げます。

7ページをご覧いただきたいと存じます。

下段の「津久井中央公民館施設維持補修費」につきましては、津久井中央公民館の空調設備が故障したため、平成23年度から平成24年度にかけて修繕を実施するもので、平成23年度は0円、平成24年度に6,400万円の債務負担行為を設定させていただくものでございます。

以上をもちまして、9月補正予算の説明とさせていただきます。

◎溝口委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

津久井中央公民館の空調設備・修理ということでございますけれども、現状がどうなっていて、今後の補修について、大規模改修等の関係について、ご説明願いたいと思います。

○大用生涯学習課長 空調の今の状況について、まずご説明申し上げます。

今年の6月に空調調整設備の冷房の切り替えを行ったところ、不具合が生じました。熱交換器の電熱管の破損や腐食に伴う不具合ということで、現在、不安定な状況が続いております。設備の老朽化による部品の劣化も伴うことにより、この空調設備の心臓部である冷温水発生機等の更新が必要ということで、今回、修繕をするものでございます。修繕につきましては、現在の空調設備を維持活用することを基本といたしまして、必要最小限の修繕を実施するものでございます。

現在、津久井中央公民館につきましては、公民館の大規模改修に係る指針の中での昭和50年代後半の公民館、昭和56年の設置ですので、それに該当する公民館ということで大規模修繕が予定されておりますが、今回の前期実施計画の中では載ってございません。ですので、平成26年度以降の大規模改修のときに、今回行う空調設備がそのまま大規模改修でも必要となる空調設備の更新ということで、修繕を考えてございます。

スケジュールといたしましては、今年中、12月ぐらいまでに設計をいたしまして、オーダーメイドとなりますので、来年早々にでも入札を行って、業者を決めて製作に入ってもらおうと思っております。そして、4月から6月に、今あるものを撤去いたしまして

新しいものを入れるということで、一番空調の必要としない時期に停止をして入れ替えるということで、来年の夏場の冷房を必要とする時期には完成する予定でございます。

ちなみに、換気と暖房につきましては、現在、影響がないことから、冬場についてはこのままこの空調設備でやっていこうと思っております。

◎溝口委員長 平成26年度から大規模改修ということですが、それはどんなふうな予算でどのくらいの改修をするのですか。

○大用生涯学習課長 先ほど申し上げましたように、公民館の大規模改修の中で、昭和50年代後半の公民館につきましては、設置された順番に改修をする予定でございます。現在、地元にとりよめの検討委員会等を設けて、改修内容について検討していただいているところでございます。まだ具体的な内容、あるいは予算規模等は決まっておりますので、これから検討してまいりたいと思っております。

◎小林委員 利用者の安心安全の確保という観点から、今年の夏はどういう対応を考えているか。残暑といいますが、まだ暑さが続くかと思うのですが、お願いいたします。

○大用生涯学習課長 現在、空調の不具合ということで、ホールと貸し出し諸室がございませぬ。まず、貸し出し諸室、部屋につきましては、その不具合のことをご説明申し上げまして、注意等を喚起した上で、利用者から利用の申し出がございませぬときには受け付けをさせていただきます。

ただ、ホールにつきましては、窓等がございませぬので、空気調整設備が停止した場合に利用者の安全安心が確保できないため、新規の予約は受け付けていない状態です。また、既に予約を受けてしまった団体につきましては、近隣の周辺施設を案内させていただいているという状況でございます。

なお、現在の冷房につきましては、何とか辛うじて稼働している状態です。ただ、いつ停止してもおかしくない状態ということでございませぬので、利用者にご理解をいただきながら、利用をいただいているという状況でございます。

◎溝口委員長 ほかにご意見、ご質問等ございませぬでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第43号、平成23年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正についてを原案どおり決するに、ご異議ございませぬでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第43号は可決されました。

□相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び附属機関の設置に関する
条例の一部を改正する条例について

◎溝口委員長 次に、日程2、議案第44号、相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○白井生涯学習部長 それでは、議案第44号について、ご説明申し上げます。

恐縮でございますが、お手元の議案書の裏面をご覧くださいと存じます。

下段でございます提案の理由でございますが、スポーツ振興法の全部改正に伴い、体育指導委員の名称並びに相模原市スポーツ振興審議会の名称、設置目的及び委員の数の規定の改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、相模原市長から意見を求められたため、提案するものでございます。

議案内容の説明の前に、少しお時間をいただきまして、条例改正の要因でございますスポーツ基本法の概要及び例規等の改正点についてご説明申し上げ、その後、議案についてご説明させていただきたいと存じます。

それでは、お手元の関連資料が何点かございますけれども、最後でございます「スポーツ基本法の概要及び例規等の改正点について」をご覧くださいと存じます。

はじめに、1ページ、(1)スポーツ基本法とはでございます。

これまでのスポーツ振興法は昭和36年に制定されたもので、東京オリンピック開催を控え、その根拠法令として制定された、我が国におけるスポーツ振興の基本的な法令でございましたが、振興法の制定から50年が経ち、スポーツを取り巻く環境や国民のスポーツに対する認識が大きく変化する中で、スポーツ振興法を全面改正したもので、平成23年6月17日に成立し、8月24日から施行されることとなったものでございます。

次に、(2)スポーツ基本法の主な変更のポイントでございますが、スポーツ権が明記され、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは国民の権利とされたこと。スポーツの役割の追加として、国民経済の発展および国際的地位の向上に重要な役割を果たすとされたこと。また、スポーツ対象の拡大として、障害者スポーツとプロスポーツが対象となりました。

次に、国・地方公共団体の責務の明記です。

恐縮でございますが、裏面の2ページをご覧ください。

(3) 地方公共団体の役割でございますが、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされました。

再び1ページにお戻りください。

このほか、変更のポイントの5つ目でございます、スポーツ振興の施策の追加として、地域スポーツクラブ事業への支援などが盛り込まれております。

また、本日の議案に関連します、体育指導委員に関しましては、名称の変更とともに、事業の実施に係る連絡調整がその役割に追加されておりますが、本市においては、体育指導委員の皆様が公民館や市との連絡調整をお願いしておりますことから、その役割に変更はございません。

次に、スポーツ振興審議会の名称等の変更でございますが、名称が「スポーツ推進審議会」に変更されるとともに、任命者は、これまで教育委員会に限定されておりましたが、この点が削除されたこと、また、委員構成は、学識経験者と行政関係職員に限定されておりましたが、地方分権の観点から、この点も削除されました。設置目的・役割は、重要事項の調査審議などとなっており、法を受けまして、障害者やプロスポーツの対象の拡大がございましたが、実質的な審議内容の変更はございません。

なお、表の最下段でございますとおり、スポーツ庁の設立検討を進めるなど、政府において必要な措置を講ずることとされました。

恐縮ですが、再び2ページをご覧ください。

基本的施策についてでございますが、市に関係する拡充・新規の事項については、基礎的条件の整備として、③学校施設の利用に関しては、一般スポーツへの利用、スポーツ施設の改修、照明設置などに努めるとなっております。次に、⑦学校における体育の充実に関しては、体育に関する指導の充実、体育館・武道館等の施設の整備、教員資質の向上などに努めること、また、⑨国際的な交流及び貢献の推進についても努めることとなっております。

次に、地域のスポーツの推進では、①地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等として、地域スポーツクラブ事業への支援、スポーツ施設の整備などに努めるとなっております。

一番下の競技スポーツの推進は、主に国に関する施策となっています。

3 ページをご覧ください。

(4) 相模原市例規等の変更点でございます。

体育指導委員について、名称が「体育指導委員」から「スポーツ推進委員」へ変更となりますが、役割につきましては、先ほど申し上げましたように、実質的な変更はございませんので、各例規の変更は名称のみで、報酬額の変更についてもございません。

次に、4 ページの②スポーツ振興審議会についてでございますが、名称が「スポーツ振興審議会」から「スポーツ推進審議会」へ変更となり、設置目的については、本市における役割の変更はございませんが、スポーツ基本法に文言を合わせる形での変更となります。委員については、振興法ではスポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員とありましたが、その条項が削除されたこと、また、スポーツの対象が拡大されたこと、さらに、先日の本市教育委員会において、若い方も含めて多様な方に参画いただくべきとのご提案等も踏まえまして、幅広い方の意見をいただけるよう、新たに総合型地域スポーツクラブ・ホームタウンチーム・障害者団体・公募市民など、委員の数を10人から15人へ増員を行いたいと考えております。

これに伴う相模原市例規への対応といたしましては、中段にございます表のとおり、附属機関の設置に関する条例においては、名称、設置目的、委員の数を変更するものでございます。

なお、これらの委員の委嘱につきましては、平成24年4月1日を予定しております。

それでは、議案第44号、相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び附属機関の設置に関する条例について、ご説明をさせていただきます。

議案書とあわせましてお配りさせていただきました、相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表及び附属機関の設置に関する条例新旧対照表をご覧ください。

議案書の中段にございます、第1条、相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございますが、第2条第21号の「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に、また、別表第1中、「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改めるものでございます。

次に、第2条の附属機関の設置に関する条例の一部改正でございますが、別表教育委員会の部中、左から順に、名称を「スポーツ振興審議会」から、裏面にございます、「スポ

ーツ推進審議会」へ、中央の設置目的を、表に記載されておりますように改めるものでございます。また、委員の数について、「10人以内」から「15人以内」に改めるものでございます。

附則についてでございますが、1、施行期日は、公布の日から、2、経過措置といたしまして、現在、市スポーツ振興審議会の委員である者は、市スポーツ推進審議会の委員とみなし、その任期は、既に委嘱している期間とすることとしております。

以上で、議案第44号の説明を終了させていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

◎溝口委員長 今、説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎斎藤委員 スポーツ基本法の改正のところで、従来、「体育指導委員」だったのが「スポーツ推進委員」に変わったと。そこで、追加役割として事業の実施に係る連絡調整ということがあるというふうに聞いたのですけれども、具体的にはどんなお仕事が増えるのでしょうか。

○八木スポーツ課長 市の規則の中でも、今の体育指導委員の規則の中でも、市の求めに応じて、スポーツ実技の指導を行うこと。そして、教育機関、行政機関が行うスポーツ事業、または事業に協力すること。そして、スポーツ団体が行う事業について、求めに応じて協力することがございます。従来から公民館等での事業の実施・協力、そして市の主催事業の協力をしているため、地域住民と行政、スポーツ団体との連絡調整ということは従来も行っておりますので、さらにスポーツ立国戦略の中でもコーディネーター的な役割を求めているということでございます。

ただ、今申しましたように、従来からも行われていることで、新たにその役割が追加するということはありません。

◎小林委員 この最初の資料、例規等の改正点についての2ページ目でございます。(3)に地方公共団体の役割とございまして、その下に基本的施策、基礎的条件の整備で、市に要求されているものが拡充・新規合わせて4点ございます。生涯学習部の範疇のものもあるだろうし、学校教育部の範疇のものもあるかと思うのですが、この法律ができることによって、新規あるいは拡充という観点から予想される課題か何かはあるのでしょうか。その辺はいかがでしょうか。今までの対応で十分なのか否か。あるいは拡充・新規が加わったことによって、課題があるのかどうか。

○八木スポーツ課長 基本的施策の中で、市の拡充のもの、また、新規のものがあります。

それで、市の拡充については、③学校施設の利用というのがございます。これは現在、学校開放を市立小・中学校で109校、磯野台の学校施設の計110校で行っております。また、学校ナイターにつきましても、現在、18校で実施しております。このとおり、今までも学校施設の利用につきましてもはできる限りのことを実施しておりますので、引き続き実施してまいりたいと考えております。

それから、⑦学校における体育の充実ということで、具体的には体育に関する指導の充実、体育館・武道館等の施設の整備、教員資質の向上などが挙げられております。

まず、体育に関する指導の充実につきましては、小学校水泳授業協力者派遣事業を実施しており、小学校の水泳授業において、教員の指導に援助・協力する協力者を派遣し、水泳指導の安全と指導の向上を図っているところでございます。

それから、体育館・武道館等の施設の整備についてでございますが、屋内運動場につきましては、全体で107棟ございまして、そのうち改修ができていない65棟のうち、平成22年度末で改築等から30年経過をしたものは52棟ございまして、そのうち30棟については改修工事を完了していると聞いております。

それから、教員の資質の向上につきましては、総合学習センターにおきまして、体育科の指導方法の研修や授業改善に向けての研修講座等を実施し、さらなる教員の資質の向上に向けて努力しているということを聞いております。

それから、⑨国際的な交流及び貢献の推進というものがございます。現在、本市では、財団法人相模原市体育協会におきまして、少年海外スポーツ交流事業を昭和58年から中国、カナダとのスポーツ交流を行っておりまして、これまでの実績といたしましては16種目、約700人の派遣をいたしておるものでございます。今年度もカナダに派遣する予定でございます。

◎溝口委員長 スポーツ基本法の概要及び例規等の改正点についての1ページ目、(2)スポーツ対象の拡大という中で、障害者スポーツを対象とするというふうなことが書いてありますが、具体的にこれはどういうことなのでしょうか。

○八木スポーツ課長 まず1つは、法律の第2条のところで基本理念というのがございます。その第5項のところでございます。「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害者の種類及び程度に応じて必要な配慮をしつつ推進しなければならない。」となっております。

それから、第26条の第2項でございます。「全国障害者スポーツ大会は、財団法人日本障害者スポーツ協会、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。」となっております、新たに障害者のスポーツ大会が加わっているということでございます。

◎溝口委員長 今のスポーツ課長のお話ですと、障害者のスポーツ大会を加えるような行事が追加されるということですが、それ以外は特にはないのですか。第5条とか第26条の条項を今ご説明していただきましたけれども、条文だけでなく、もう少し具体的に、相模原市として障害者に対して何かやるということはないのでしょうか。

○八木スポーツ課長 法律の第12条に、スポーツ施設の整備というところがございます。その第2項に「障害者等の利便性の向上を図るように」と明記されております。

現在、障害者の利便性の向上を図るものとしまして、例えば、大規模な観客席のあるスポーツ施設については、新規もしくは改修時に、障害者の利便性の向上を図れるようにバリアフリー化を図っております。現状におきましては、例えばオストメイト対応トイレなどの整備をしている施設もございます。

今後につきましても、見るスポーツ環境のみならず、障害のある方でも親しめるスポーツの環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

◎溝口委員長 麻溝にある体育施設ですね。あれは障害者にも十分配慮された構造になっていきますよね。

○八木スポーツ課長 はい、スロープ等を設けております。また、客席にも車いすの席が設けております。

◎溝口委員長 ほかに質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第44号、相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第44号は可決されました。

□相模原市登録文化財の登録の解除にかかわる諮問について

◎溝口委員長 次に、日程3、議案第45号、相模原市登録文化財の登録解除にかかわる諮問についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○白井生涯学習部長 議案第45号、相模原市登録文化財の登録の解除にかかわる諮問について、ご説明申し上げます。

本件は、市登録文化財である正覚寺の五色ツバキの登録の解除をいたしたく、相模原市文化財の保存及び活用に関する条例、第31条の規定に基づき、相模原市文化財保護審議会に諮問するものでございます。

正覚寺の五色ツバキにつきましては、平成18年に旧相模湖町の指定文化財となり、合併により、平成19年4月に市の登録文化財となったものでございます。

その後、幹の腐食により、平成23年4月15日付で滅失の届出が提出されました。

本件につきましては、8月29日に開催予定の文化財保護審議会に登録の解除を諮問し、同日付で答申をいただいた後、9月1日付で登録の解除及び解除の告示をいたしたく提案するものでございます。

本件が解除されますと、市登録文化財は76件となり、市指定文化財の46件と合わせて、合計122件となります。

本件の詳細につきましては、議案第45号関係資料に基づき、文化財保護課長より説明させますので、よろしくご決定くださいますようお願いいたします。

○山田文化財保護課長 それでは、議案第45号関係資料をご覧いただきたいと存じます。

正覚寺の五色ツバキについてでございますが、まず種別でございますが、市登録天然記念物でございます。

登録年月日につきましては、平成19年4月1日でございます。

所在は、緑区若柳1430番地。

所有者は、宗教法人正覚寺代表役員、山田正法さんでございます。

数量は、1本でございます。

経過でございますが、正覚寺の五色ツバキは、樹高約15メートルで、18世紀中頃に正覚寺中興開山の義海和尚が植えたとの伝承がございます。5色に花が咲き分かれる珍しい木で、地域の自然を理解する上で必要な天然記念物として、平成18年に旧相模湖町の指定文化財となり、その後の相模原市との合併に伴いまして、平成19年に市登録文化財

として登録がされたものでございます。

樹勢につきましては、平成13年ごろから枝の先端が枯れ始めたことが確認されておりましたが、樹木医の意見などをもとに、平成19年ごろから養生、薬剤の塗布、土壌改良、こういった対策が管理者により講じられてまいりました。また、平成21年、22年には、市教育委員会に対して、樹勢を回復するための現状変更届が提出をされまして、管理者によりまして、枯れ枝や枯れた幹を伐採いたしまして、腐った部分を取り除いた上で薬剤の注入等がなされておりましたが、主幹内部にまで腐朽が進んでおり、枯死した状態となりまして、平成23年4月に滅失、き損等届出書が提出されるに至ったものでございます。

解除の理由でございますが、正覚寺の五色ツバキは、主幹の腐朽が進み、枯死した状態となっており、今後も樹勢の回復が見込まれず、滅失したと判断できるため、市登録天然記念物の登録を解除するものでございます。

裏面をご覧くださいと思います。

まず下側に地図がございますが、緑区の旧相模湖町のところでございます。国道の412号線に面しまして、黒丸のあたりに正覚寺がございます。この場所は、ちょうど北側、後ろの方に相模湖林間公園があるところでございます。また、これを左手に行きますと、すぐに石老山へ登る信号がございます、さらにその先はさがみ湖リゾート・プレジャー・フォレストがあるというところでございます。

その上に写真がございます。こちらは平成23年6月24日に確認をしたときの状況でございます、後ほど古い写真を担当の方からご覧いただけるようにいたしますが、この6月の段階では、ご覧いただくように、幹の部分はもう一番下の部分だけで皮が残っているような状態で、枝が何本も出て、もう葉っぱもほとんど枯れているというような状況になってございます。

なお、本年4月に管理者からき損の届出が出ましたので、5月、6月と文化財保護課の職員が確認を続けまして、また、その後、文化財保護審議委員会の専門の先生のご意見も伺いまして、このような解除というふうな判断に至っていることを申し添えます。

説明は以上でございます、後ほど、写真の方をちょっとご覧いただければと思います。よろしく申し上げます。

○木村文化財保護課主査 樹勢が豊かなときには、こちら側の左側になりますけれども、5色に花がついているという状態です。これが平成15年以前の状態ですけれども、その後、だんだんやはり樹勢が厳しくなってきました、葉っぱのつき具合とかが大分悪くなってきました。

ました。平成22年ぐらいからいろいろ薬を塗ったりして、養生とか薬剤塗布等をしたのですけれども、残念ながらやはり難しく、半分はもう落ちてしまって、この写真の状態になっているという状況でございます。

◎岡本教育長 その左の立て札は何ですか。その説明ですか。

○山田文化財保護課長 これについては、黒い方が県の銘木100選のものになります。それから、新しい方につきましては、市の登録文化財になったときの説明文になります。

◎溝口委員長 どうも写真をありがとうございました。

説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎小林委員 解除の理由はよくわかりました。

ここに市の登録文化財の看板がございますよね。今度はこれを切ってしまうわけでしょう。そうすると、もう文化財から消滅したから解除しましたよというのは、何か知らせは必要なのかどうか。その辺についてお願いします。

○山田文化財保護課長 登録の指定なり、あるいは解除したということをまず告示することが定められておりますので、本件が可決しましたら告示という形でお知らせをいたします。これは条例上の手続でございます。

また、看板などは、ここにこういった文化財があったというふうな、これはまた説明にもなりますので、看板につきましては何らかの形で、説明を修正するなりして利用できるようには考えたいと思っております。

◎溝口委員長 ほかにご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第45号、相模原市登録文化財の登録の解除にかかわる諮問についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第45号は可決されました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

次に、委員の皆さんから何かございますでしょうか。

それでは、まず私の方から、平成23年度の小・中学校教育課程研究会、これに出席いたしましたので、報告させていただきたいと思っております。

これは8月5日にサン・エールさがみはらで行われたものです。このシステムというの

でしょうか、7月5日に文部科学省の伝達講習がありまして、そこに指導主事が出席し、その内容を相模原市の37校の中学校の代表の先生に伝達するものでございます。出欠はしつ皆で、無断欠席はなしということで、37名全員の先生方が出席しておりました。

国語については、次のようなお話が、石黒指導主事の方からまず説明がございました。国語の学習指導要領の改訂の趣旨でございますけれども、これは3つあります。1つは、国語というのは、小・中・高を通して、言語の教育としての立場を一層重視するということで、国語が言語教育の基本になっているということをしかりつかむということです。それから、それに関連してですが、各教科等の学習の基本ともなる国語の能力をしかり身につけてほしいと。これが2番目の今回の改訂の趣旨でございます。3番目は、我が国の言語文化を享受し、継承を発展させる態度を育てると。これが今回の学習指導要領の改訂の趣旨でございます。

授業内容も変わりました、今までは1年生が35時間の4倍で、1週間に4回授業があるということです。140時間、これは変更ございません。2年生が今まで105時間、1週間に3時間の授業があったのですが、それが週4時間になりまして、140時間。1週間に1時間、2年生は授業が増えたということです。それから、3年生は3時間で、105時間と。したがって、トータルで385時間になるということです。2年生が週1回、授業が増えたということです。漢字が1,006字ということです。

書写につきましては、1年・2年が20時間、3年生が10時間で、50時間を国語の時間の中から割いて授業をするというふうになっているということです。

以上の報告があった後、実際にこういう新学習指導要領に向けての実践報告がございました。これは藤野中学校の宮坂英行先生の報告でございまして、題名は「書く能力を高める系統的指導の実践について」という実践報告でございました。副題といたしまして、「学び合い楽しみながら変化を実感し、高め合える作文指導」。作文指導を中心に授業を行ったということです。

この目標が今回の改訂の趣旨に沿って授業をしておりまして、その1つが、目標と見通しを持って授業に臨ませるということが今回の改訂にありまして、そのために、この先生は1枚の写真を提示しまして、それについて200字以内で自分で感想をまず書かせているのです。そういうことから入りまして、2番目の今回の実践授業の目標としまして、教えるということではなくて、考えて活用する授業へ持っていくのだという方針が2番目の方針でございました。このためにどうしたかということ、体験文を書かせまして、それを自

分で推こうすると。推こうするというのは今までにあまりなかったことではないかと思いますが、推こうするという作業が今回のこの授業では入っているようです。

それから、もう1つ、今回の授業発表の中で、情報機器が非常に積極的に活用されているのです。それはどういうことかということ、生徒が書いた作文を伏せて置きますと、それが裏側のスクリーンに全部出るというふうなことで、例えばある生徒が推敲したところなど、それを例に提示ができるということで、非常にすぐれた情報機器のようです。これを藤野中学校では既に取り入れているようです。そういうことで、文部科学省の情報機器の活用ということも盛り込まれているようでした。

最後の目標ですけれども、生徒同士の学び合いの場をつくるということで、班に分かれて、生徒同士で作文の回し読みをいたしまして、代表作品の選出を行うと。その各班で代表作品の選出を行った後、今度は学級で交流会ということで、代表作品の講評、意見交換をしたという授業が行われたようです。

これは1時間でこれだけやったわけではなくて、計11時間かけてやったということですが、本来はこの作文指導は6時間でやるべき内容だということなのですが、11時間はちょっと多過ぎるのではないかというような意見も研究協議の中でありました。

それから、もう1つ、文を書くという能力は能力差が非常に大きいのではないかということで、その辺の指導はどうするのかという質問が出されました。やはり書くということは非常に達成感の高いものだから、それをどうやって持たせるか、それが大切ではないかというふうな意見も先生方の方からありました。

なかなか活発に先生方が討議し、深め合っているということが感じられました。これが中学国語の研究会でございました。

引き続きまして、道徳の方が午後にありましたので、道徳の方も出席いたしました。これもしっ皆出席で、37名の中学校の先生方が出席されておりました。

それで、今回の道徳の学習指導要領の改訂の趣旨でございますが、これにつきましては大木指導主事の方から説明がございました。道徳の改訂の趣旨は、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念、これを前面に出してきております。それから、自律、自分が自律すること。それから、これも私は初めて聞いた内容でしたけれども、自尊感情の大切さ。それから、社会の一員であることの自覚。こういうようなことも時代の反映かと思いました。これらのことを基盤にいたしまして、道徳性を養うということが今回の学習指導要領の改訂の大きな柱ということでございました。

それから、もう1つは、発達段階を考慮し、小・中学校の指導の重点、特色を明確にするということでした。道徳教育では、今まで4つの視点というのがございまして、これをしっかりと踏まえるべきだというようなことでした。4つの視点というのは何かといいますと、自分自身に関すること、それから他人とのかかわりに関すること、それから自然や崇高なものへのかかわりに関すること、それから最後に集団や社会とのかかわりに関すること、この4点が、発達段階を考慮しながら、小・中学校の指導の重点、特色を明確にするということの内容になっております。

今回、一番重要視されていることだと思うのですが、道徳教育の推進体制の充実を図るということ、これが今回の大きな目玉のようです。これの具体的な方法ですけれども、道徳の時間は要なるものであって、学校の教育活動全体を通じて行うべきものというふうに規定されているようでございます。このことは後で小林先生の方からご発表があるかと思いますが、総則の第1の2でしっかりと書かれているようでございます。

こういうことを踏まえまして、実践報告を行ったのが相武台中学校の原田京子先生でございました。具体的にどういうことを行ったかという、愛校心を育てるという内容項目で、「校歌を歌うなんて」という資料を使い授業を行いました。校歌を歌うことについて否定的にとらえている生徒がかなりいるという実態もあるようです。

実は相武台中学校の校歌というのは非常に特色がございまして、題名は「相武台の空に」という題になっておりますが、この作詞・作曲を行ったのは有名な小椋佳さんなのです。小椋佳さんによく校歌をお頼みできたねという質問が先生方の方からあったのですが、これはちょっと私も驚いたのですが、小椋佳さんの住所と電話番号を電話帳で調べて、突撃的に自宅に依頼に行ったそうです。そして、小椋佳さんがオーケーをしたと。そういう校歌で、非常に珍しい校歌なのです。内容も、文章も作詞も非常によくできているように私には思えました。

相武台中学校では、道徳の時間に対して苦手意識を持っている先生がいらっしゃるという課題から始まった研究です。その原田先生は道徳主任なのですが、道徳主任として何をすればよいかかわからないというのが現状であるということで、校長先生のアドバイスも受けて、校歌、愛校心を育てるという授業を核に学年で研究をしていくことに決まったようでございます。

この学校の平成23年度の生徒の個人目標は、生徒個人個人に何か目標を持たせているようで、チャレンジするものをつくる。人に協力する自分をつくる。自分で誇れるものを

3つつくる。これが平成23年度の生徒の個人目標だそうです。これを踏まえて、3年3組で実践を行ったそうです。

授業の内容としては、最初は校歌を歌うことを嫌がる生徒への対応から始まりまして、小椋佳さんとの出会いや映像による説明を行い、資料をもとに野球部の生徒はなぜ涙に暮れて大きな歌声で歌うのかというようなことを子どもたちが話し合いました。野球部の生徒は中学校を背負っていると自分で考えているのではないかというふうな話し合いになっていったそうです。小椋佳さんから校歌をいただくまでの制定当時のお話もしたと。最後のまとめに、生徒の愛校心について、先生の方からまとめをしたと。ここで終わっているわけですが、その後、生徒からのアンケートをとったところ、生徒の感想文の中に「校歌をしっかり歌っていきたい」というものが多くあったということで、この中学道徳の授業は、ある程度、私は成功したのではないかと思います。

この道徳の授業で私が感じたことは、最後に指導主事の先生が次のように述べておりました。それは道徳教育というのは、学校を変える前に人を変える。人を変えて学校を変えていくのだと。そういうふうな強い意志というのでしょうか、やる気を持って取り組まないとなかなか難しいのではないかということで、ぜひ道徳教育については、個人を変え、学校を変えていくくらいの力強い気持ちを持って取り組んでほしいというお話が大木先生の方からございました。

以上が、私が研究会に参加した内容でございます。後ほど、もしご質問あればお受けしたいと思います。

それから、もう1つは、次は神奈川県立神奈川総合産業高校、昔の相模台工業高校ですが、今は神奈川総合産業高校と名前が変わっております。これがSSH科学技術講演会プラス生徒研究発表会というのを、8月12日、グリーンホール相模大野で行いました。

このSSHというのは何かといいますと、スーパー・サイエンス・ハイスクール、その頭文字をとってSSHと呼んでおります。この神奈川総合産業高校は文部科学省の指定を受けております。神奈川県では神奈川総合産業高校と県立西湘高校の2校だけだそうです。全国では145校が指定を受けているということです。

この目的は何かといいますと、将来の国際的な科学技術関係の人材を育成すると。それで、先進的な理数教育を実施するのが目的なのだそうです。そういう高等学校をスーパー・サイエンス・ハイスクールとして文部科学省から指定を受けているということです。

これは学習指導要領によらないカリキュラムの開発・実践・課題研究を推進することができ、観察・実験等を通じた体験的・問題解決的な学習を支援することを目的としているそうです。

このSSHの科学技術講演会で相模原市の中学生が発表しております。その1つが、天体観測会ということで、相模原市立大野南中学校の生徒さんが参加しております。この内容は、総合産業高校の生徒さんとともに天体観測を行っております。土星の輪とかを望遠鏡で観察したり、月のクレーターを詳しく調べたりして、その経過を大野南中の生徒が発表してくれました。なかなか土星の輪まではっきり見るというのはできないことですが、総合産業高校の生徒さんと総合産業高校にある天体観測用の望遠鏡で見たそうです。

それから、もう1つは、これもなかなかすばらしい研究発表でしたけれども、相模川が流れている大島の中州はどのようにしてつくられたのかということで、上溝中学校の生徒さんが発表しました。これは米の増産のために、初めは小さかった中州に堰をつくりまして、土壌を改良して、米をつくれるようにする過程を詳しく調べて発表しておりました。先ほど申し上げましたように、なかなかすばらしい発表だったように思いました。

最後に、ペットボトルロケットを高く飛ばすにはということで、総合産業高校の生徒さんが発表しておりました。ペットボトルは、ただ単に飛ばすのではあまり飛ばないのだそうです。銃と同じように、弾丸を回転させると正確に遠くへ進みますけれども、それをペットボトルに応用したということで、ペットボトルの下の方に小さな翼をつけまして、それを回転することによって高く飛ばすことができるようになったと。その工夫の過程と、実際には何メートル飛んだか、余分に飛んだかということ詳しく報告しておりました。

最後に講演がございました。これは宇宙航空開発機構の阪本成一先生、宇宙開発機構というのはJAXAということですが、JAXAの教授をしております阪本先生から講演がございました。「宇宙、地球、そして私たち」という題で発表されておりましたが、これはこの先生の普段からのお考えのようございまして、宇宙科学にとどまらず、科学全般をもっと身近なものにして、科学的なものを考える習慣を広めるために、今、自分は何をしているかということを中心に発表されておりました。この先生の研究は電波天文学ということで、星間分子雲というのですか、星の間の分子雲の構造・運動なども専門にやっているということで、これも簡単に触れられていらっしゃいました。

以上が、私が今回、研究会及び講演会に出席した内容でございます。

それでは、次に、小林委員から、小・中学校教育課程研究会の視察、杜のホールはしも

とで行われた総則についての報告をお願いいたします。

◎**小林委員** ご報告申し上げます。相模原市の中学校の教育課程の研究会、中学校総則部会に参加いたしました。教育課程の実施の趣旨については、委員長さんのご説明と重なりますので、また、尽きておりますので、省略させていただきます。

まず教育課程の説明ということで、学校教育課の江戸谷指導主事が非常に的確な説明で、理解も深まるような状況でございました。内容的には、改訂の基本方針、それから総則の改善の要点として、先ほど委員長の方から道德の話が出ましたけれども、道德教育の一層の充実を図る、それから、生きる力をはぐくむことを目指す、体育・健康に関する指導を適切に行う等々の説明がございました。

さらに、引き続きまして、教育課程の基準、あるいは教育課程編成上の配慮事項の説明がありました。また、文部科学省の伝達ということで、平成23年度中学校学習指導要領の円滑な実施に向けた説明会という、文部科学省の資料に基づきまして、伝達というスタイルで要点の説明がなされました。

まず、教育課程における安全教育（防災教育）についてということで、学習指導要領における防災に関する指導内容について、平成21年に制定された学校保健安全法の根拠となっている平成20年の中央教育審議会の答申において、特に学校に作成が義務付けられているものとして、学校安全計画の策定、危険等発生時対応要領の作成の2点について、非常に詳しい説明がございました。

それから、新学習指導要領の着実な実施に向けてという、これも文部科学省の方針に基づきまして、合計8点にわたって指導がございました。まず1点は、我が国の子どもたちの現状が語られておりまして、それを受けて、学習指導要領の改訂について、それから思考力、判断力、表現力等をはぐくむ学習活動例が紹介され、さらに言語活動の充実についての説明、それから幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領の改訂のポイント、それから学校並びに教育委員会に求められること、さらには新しい学習指導要領に全面実施に向けた広報、周知の活動について等々ございました。

これが前半の江戸谷指導主事の文部科学省の伝達の内容でございます。

その後、国語部会、あるいは道德部会と同じように、総則部会は谷口中学校のご報告がございました。学習指導要領の内容を踏まえた、谷口中学校の教育課程の編成についての実践ということで、テーマは非常に長いのですが、「自ら学ぶ意欲を持って、心豊かにたくましく生きる生徒の育成」、これをテーマにしまして、一言で言いますと、生きる力を

イコール人間関係力としてとらえ、その育成に向けた谷口中学校の教育活動の紹介でございました。

人間関係力を3つにとらえております。1点は、自分の思いや考えを相手に伝えることができる力が1点。もう1つが、逆に相手の考えていることをしっかり聞き取り、認めることのできる力。そして、この両者でもって周囲の人と協力して行動できる力。この3点を人間関係力としてとらえて、そのためには、大きな柱として、まず自己学習力を育成しよう。そして、もう1つは、人間関係で豊かな人間性の育成をしよう。その実践の取り組みを重点目標として展開され、特に谷口中学校は、平成9年度からスタートした谷口ドリーム学習というのはもうご存じだと思いますが、その再構築を通して、生徒の主体的な学び、あるいは体験学習、ふれあい体験と言っていますが、その融合を関連づけながら、このドリーム学習の夢の実現に迫ろうという様子が紹介されました。

その後、資料の中で、谷口中学校の子どもたちの様子のアンケートを取りまとめているのですが、非常に特徴的で、あなたは学校生活が楽しいか、これは93.6%の子どもたちが楽しいと答えているのです。あなたはあいさつがしっかりできているか、91.2%。非常に高い数字です。あなたは学校行事に自分の力を発揮できたか、94.8%。あなたは決まりを守って生活しているか、92.2%。この数字はあながちおかしな数字ではないというのは、この30周年の事業に私は参加したのですけれども、本当に子どもたちが礼儀正しく、自ら30周年事業の主役となって動いている姿を見て、この数字はそれにしっかり裏打ちされているなという感じを受けました。こんな状況で谷口中学校の発表がございました。

後半になりまして、参加者、多分、総括教諭クラスの先生方かと思うのですが、グループ協議の中で、各学校の取り組みの実際や課題について、非常に深い話し合いができました。4人グループでしたので、非常に発言時間もあったのではないかと思います。この中で、これから自分の学校の方向性だとかを見据えたり、発見する絶好の機会になったと思っております。非常に有意義な深い時間が流れていた教育課程の研究会だと判断いたしました。

◎溝口委員長 ありがとうございました。

続きまして、金川委員、よろしくお願ひします。

◎金川委員 8月3日の第45回相模原市教育研究発表大会について、報告いたします。

まず講演会は、一般市民の方も教員もとても多く来てくださった、映画字幕翻訳者の戸

田奈津子さんの講演から始まりました。「好きこそ道を切り開く」という題で、好きというパワーの大きさは、だれに言われなくても知りたくなる。それが学びの一番最初なのではないかということと、今の世の中には、あまりにも大きないろいろなもの、ことがあり過ぎて、好きなことを見失いがちなので、子どもたちが好きなことを大人が見逃さない、また、嫌いにさせないということが大事ではないかということをお話していました。私も自分の子どもとか教員を振り返り、手をかけ過ぎてはいけない、子どもは自分のハンドルを自分で切ることがそのことを長続きさせるという言葉が親としても教師としても心に残りました。

午後の分科会の方は、最初は支援のグループの第2分科会にいました。その後、第4分科会、第5分科会と、フットワークを生かし、3つの分科会に参加してまいりました。

第2分科会では、「安心と信頼のきずなを願って」という、不登校児に対する学校支援体制づくりという発表でしたが、いろいろな立場の人たち、例えば担任、学年主任、コーディネーター、支援教育学習指導補助員、それから通級指導、特別支援学級担当、養護教諭、児童指導担当、少年教育カウンセラー、いろいろな人たちが1人の子どもを支援していくという研究でした。とてもたくさんの人の思いが子ども一人ひとりにかけていて、一人ひとりのことを見ていこうとする研究内容であったと感じます。そして、また、それにはとてもたくさんの人の手が必要なのではないかということで、相模原市が目標としている「人が財産（たから）」という、その財産（たから）を大切にしていくなさという感じました。

2番目の第4分科会では、文部科学省委託事業「確かな学力の育成にかかわる実践的研究」というところで、小学校の外国語活動、提示型のテンプレート型教材、ソフトの開発ということで、株式会社JMCの方と一緒に開発したソフトの紹介がありました。アタッククイズのようなパネルになっているものを1つ1つめくっていくと、いろいろなリングとか動物が出てきて、それを英語で発表するというものでしたけれども、質疑応答の中で、中学校の先生から、中学校の方の英語教育にも役立てていけそうなソフトなので、これから学校間や教員間、相模原市内の小・中学校の先生たちでいろいろなソフトをつけ加えていくような、発展していけるようなシステムになっていくと、アイデアも増えて、このシステムが生かされるのではないかということをおっしゃっていて、ITが得意な相模原市として、全国に発信できるような研究がなされているのではないかなというふうに感じました。

それから、最後に、第5分科会では、「総合学習センターの教育研究員研究」ということで、普通教室におけるICT機器の実践的活用ということで、このときは身近なデジカメのズーム機能を使って、みんなが普通に一人ひとり教科書を見ているのではなく、全員が同じ教科書の、例えば山の絵がかいてあるところの川をズームして、ここの川では、今、どんなことが起きているだろう、想像してみようみたいな、教室全体が同じものを見て、集中しながら学習できますよと。それも身近なデジカメでできますよという。教室のテレビなんかを使って、実際に授業をやってくれていました。

これはざっとでしたけれども、こういう多くの研究が多くのアイデアを生んで、「人が財産（たから）」を掲げる相模原市教育の一番の大もとの大会なのではないかなと思って、もっともっといろいろな分科会を見て回りたかったなというふうに感じます。このような積み重ねが子どもたちの教育に生かされていると感じ、とてもうれしく思いました。

◎溝口委員長 どうもありがとうございました。

最後に、斎藤委員。

◎斎藤委員 私からは、8月18日に実施いたしました第1回教育委員会研修会について、ご報告させていただきます。

この研修会というのは、教育委員会で皆様からご報告を受けたことを紙の上だけで考えるのではなくて、やはり現場に行って、実際に起っていることを見て、聞いて、感じて、考えていかなければいけないだろうということで、今回、初めて実施いたしましたものでございます。

第1回目のテーマとしては、不登校についてということで、弥栄中学校の矢澤校長先生のところに行きまして、校長先生の方から、現状、弥栄中学校は、全校3学年中9名が不登校というような状態であると。それぞれのケースについての問題と、それから学校でどのように対応しているかというようなお話を具体的にお伺いすることができました。弥栄中では、全体的な取り組みとして、不登校対策委員会というのを学期に一度開催し、特に主任児童委員さんをお招きして、地域との連携を強化し、外部等の意見も取り入れながら不登校に対応していくというようなこともしていってらっしゃるそうです。

具体的なケースのお話をいろいろお伺いして、やはり一くりに不登校といっても、その原因ですとか背景、それをどう対応していくかというのはケース1つ1つあるのだと。それにどのように教育委員会というのですか、組織というものがバックアップしていけるかということのをこれからいろいろ考えていかななくてはいけないなということで帰ってまい

りました。このテーマについては、今後もいくつか引き続き考えていきたいということになっております。

午後は、先ほどのお話に出ました宇宙科学研究所 JAXA を視察させていただきました。最初に、一般に公開されている見学ルームのところで、はやぶさの具体的なお話を伺いました。ちょうど夏休みということもあって、非常にたくさんの方が一般にも来ていらっしゃるという状況で、また、地方から高校の生徒さんなんかも来ていらっしゃるというようなお話も伺いました。

その後、飛翔体環境試験棟と構造機能試験棟という、ふだんはなかなか入ることのできない、実際につくっている現場を見せていただきました。ちょうど 2014 年に打ち上げ予定だそうなのですが、水星探査ミッション機ベピコロポというものが、今、まさに組み立てられていますというので、案内された方が非常に熱く、こんなふうに衛星ができ上がるところを見ることはそうないのですよと言われたのですけれども、私たちが見ても何だかあまりよくわからなかったのですけれども。

今、宇宙開発はいろいろ政権交代で紆余曲折しつつも、非常に新しい熱意と夢と希望が全体から感じさせられるような研究所で、ああいうところが身近にあって、子どもたちがそういうものを直接肌で感じられるというのは大変すばらしいことだなというふうに感じて帰ってまいりました。

◎溝口委員長 今、4人の委員から報告がございましたけれども、これについて、何かご質問やご意見ございますか。

◎岡本教育長 小泉学校教育部長、先ほど委員長さんが、なかなか中学の道德の課題があると。現状の課題というのは、何か変わりそうな動きというものはあるのですか。例えば、報告だけから聞くと、やはり道德で愛校心を変えたいとか、あるいはもっと言えば、昔で言う学級指導的な指導で道德が終わってしまった。そういう目の前の子どもをいきなり変えようということもそうなのですが、やっぱり人を変えようというよりも、子ども自身が自分が変わっていく道德に中学校の道德はなってほしいなど、私なんかは何年前もの現場にいるときに思ったのだけれども、その辺はどうなのですか。今の中学の道德の課題。

◎小泉学校教育部長 今回、大きな改訂がありましたので、期待はしているところです。さらに、やはり学校現場の先生方もその辺を十分承知していますので、お題目的なものから、実際に自分が生きて働くような道德心につながるような研究も含めた中で進めていただきたいと思いますという期待感も込めて見ているところでございます。

◎岡本教育長 委員長さん、その道徳の中では活発に意見交換ができていましたか。

◎溝口委員長 はい。37名の先生をグループに分けて、7名ぐらいのグループだったのですか、それで話をしておりましたけれども、やはり道徳教育はどうやったらいいのというふうな思いの先生方も何人かいらっしゃって、片や既に道徳教育について学校で十分に対策をとっている先生もいらっしゃって、かなり積極的な話し合いができたのではないかとというふうに班別では思いましたけれども。

最後に、大木指導主事の方から、道徳教育についての取り組みの心構えのようなものが示されましたので、それを受けて、今後は各学校で、今、小泉学校教育部長のお話がありましたように、新学習指導要領でも総則のところでは道徳教育をしっかりとやっていこうというふうなことを書かれているということでございますけれども、学校でも積極的に取り組んでいけるのではないかと私は感じましたけれども。

◎岡本教育長 事例集や何かも、今はもうかなり学校に行っているのでしょうか。

○小泉学校教育部長 そうですね。

◎溝口委員長 あと、私がちょっと気になったのは、心のノートが、今年は文部科学省の方から各自治体で印刷ということになっているのですか。その辺がちょっとわからなかったのですけれども、これについて、おわかりでしょうか。

○小泉学校教育部長 今までは、ブックといいますか、それこそノートとして毎年度文部科学省から配布されていたのですけれども、平成23年度使用分からは、予算等の関係の中でデータで配信されるようになったと承知しております。

◎溝口委員長 この心のノートというのは、具体的にはどのようなものなのですか。

○小泉学校教育部長 道徳の内容をわかりやすくあらわした補助教材です。後ほど、実物のノートをご用意いたします。

◎岡本教育長 結局、それも毎日、帰りの会などで使用して、それで道徳にしてしまったり、本来ならば、道徳とは1時間かけて、読み物教材を使ってじっくり考えるということが望ましいと思う。どうしても今日の反省のような形で使用して終わってしまうところもあるのではないかと。よほど校長先生が学校体制の中でその使い方をしっかり指導していないといけないのではないかと思う。

◎溝口委員長 そうですか。では、心のノートは相模原市の小・中学生全員に配られているわけですか。

○小泉学校教育部長 はい。

◎岡本教育長 隔年でしたね。

○小泉学校教育部長 隔年です。

◎溝口委員長 隔年に配布ですか。

○小泉学校教育部長 はい。

◎溝口委員長 私が心のノートについてちょっと質問と思ったのは、文部科学省の方で文章が書いてあって、その文章に対して生徒が意見を述べるとか、そういう形なのですか。

○小泉学校教育部長 そういうところもあります。題材があって、それを読み込んでとかという。

◎溝口委員長 そこがちょっとよくわからなかったの。

◎岡本教育長 若い先生達にはよく指導しておかないと、ノートに書き入れるだけで道徳の時間にしてしまったりすることがあるかもしれない。

○小泉学校教育部長 それで道徳の授業が終わりだと思ってしまっは、困ってしまいます。

○越田教育総務室主事 大変遅くなりました。こちらが小学校5・6年生用と中学生用の心のノートになります。

◎岡本教育長 5・6年ということは2学年になるのですね。

◎溝口委員長 ありがとうございます。これはあるページですけれども、このような内容となっているのですね。

◎小林委員 それで、各自治体で印刷するのですか。

◎岡本教育長 データで全部配信されますから、そこから引き出して印刷もできます。

◎小林委員 印刷は今度、市でやるのですか。

◎岡本教育長 そうですね。各学校、学年、クラスによって必要な部分を印刷して活用できるようにになっています。

◎小林委員 なるほど。

◎溝口委員長 この心のノートに関係しているかもしれませんが、大木指導主事の方から、道徳の授業については公開する必要があると。また、公開する勇気が先生方にとっては必要であると。そして、生徒は少しずつ蓄積し、変わっていくのだと。そういうふうなお話がありました。

ですから、道徳の授業は何をやっているかをみんなで共有するということなのです。そういうことが大切で、生徒は少しずつよいものを蓄積して変わっていくのではないかと、いうふうなお話が指導主事の方からございました。

それでは、ほかに何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 では、ここで次回の会議予定日を確認したいと思います。9月22日木曜日、午後2時から当教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎溝口委員長 それでは、次回の会議は9月22日木曜日、午後2時の開催予定といたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、定例会を閉会いたします。

□閉 会

午後4時00分 閉会